

兵高教組

調査情報

2018年6月25日

6号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

長期休業中は積極的に研修しましょう！

一ヶ月ほどすれば長期休業が始まります。例年「綱紀粛正」の通知として出しているものを、県教委は5月21日に「県民の信頼確保と厳正な規律の保持について」（通知）として出しました。このなかで、研修については「教職員の資質向上に研修は不可欠であるとの認識」とられ、その重要性を示しています。

通知の文言は昨年度のものと比較して変更されていますが、高教組は、研修についての考え方や取り扱いに変更がない旨の確認を県教委としています。

教特法の精神を踏まえ、長期休業中は、教員としての力量を高め、色々な機会を活用しながら積極的に研修を取得し、研究と修養に努めましょう！

教育公務員特例法（教特法）

第21条（研修） 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条（研修の機会） 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

高教組は県教委と「変わっていない」ことを確認

高教組は、研修について、文言を整理しただけで、内容や考え方、取り扱い方は昨年度までと変更はない旨の確認を県教委としています。

昨年度までの高教組と県教委の確認事項

1. 教育委員会は、教員の研修を奨励する立場にある。
夏季休業中はその絶好の機会として捉え、積極的に活用する。
2. 研修場所を自宅とする場合は、合理的な理由を示し、校長が県民に説明できるようにする。
3. 研修報告については、日時、場所、内容が、読めば分かるように書かれていればよい。

「画一的な教員像を求めるものではない」

県教委は、昨年「教員等の資質向上に関する指標及び職員研修計画について」（通知）で「教員研修計画」を策定し、本県の指標及び研修計画を示しています。

通知は「教員の長所や個性を図るものであり、画一的な教員像を求めるものではない」と明記しており、県教委や学校主催の研修会のみを承認とはせず、教員が自ら研修することを妨げてはいません。

管理職は自主研修を奨励する立場にたつべし

教特法は第21条で、教育公務員は研修に「努めなければならない」としたうえで、その機会を与えることが任免権者の責務であるとしています。第22条では「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない」「勤務場所を離れて研修を行うことが

できる」としています。教員以外の地方公務員の研修は「（職員の）研修は、任命権者が行うもの」（地公法第39条）と研修の実施主体を任命権者としており、教員の研修とは、異なった位置づけです。教員の研修は、必要なものであり、自主研修も含め権利なのです。

一部の校長が「自宅研修は認めない」と発言したり、過剰な研修報告を求めたりして、自主研修を妨害することは、法の主旨に反する行為です。

研修場所は自宅であってもかまわない

「自宅研修は認めない」とする一部の校長が根拠としているのが、2002年7月4日付けの文科省通知です。通知では「自宅で研修を行う必要性の有無について適切に判断すること」とされています。県教委は、「文科省通知を見れば、自宅研修が認められないなどとなっていないことがはっきりする」と回答しています。

研修場所が自宅である場合については、その「合理的な理由」が示されればよく、例として「研修に必要な資料や機材が自宅にあるが学校にはない」などは県教委も認めています。

研修場所への移動時間も職専免

県教委は、図書館などで研修を行う場合の通常の勤務開始時刻から開館までの時間について、自宅での研修準備や移動時間についても職専免であることを明確に述べています。また、夜間定時制の教職員の研修時間について、定められた勤務時間と必ずしも一致している必要はないとしています。

